

第19回

定時株主総会招集ご通知

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
証券コード 7172

日 時

2025年3月26日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分です。）

場 所

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
住友不動産虎ノ門タワー 2階
ベルサール虎ノ門

昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

目 次

招集ご通知	P1
株主総会参考書類	P6
事業報告	P12
連結計算書類／計算書類	P27
監査報告	P31

当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。

証券コード 7172
(発送日) 2025年3月7日
(電子提供措置の開始日) 2025年2月28日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
代表取締役社長 白 岩 直 人

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.jia-ltd.com/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジャパンインベストメントアドバイザー」または「コード」に当社証券コード「7172」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁に記載のいずれかの方法により所定の日時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分です。）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
住友不動産虎ノ門タワー2階 ベルサール虎ノ門
※昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第19期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書について、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合は、当日会場受付に委任状と株主様ご本人及び代理人の株主様の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告の「主要な事業内容」
- ②事業報告の「主要な拠点等」
- ③事業報告の「会社役員の状況 責任限定契約の内容の概要」
- ④事業報告の「会社役員の状況 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」
- ⑤事業報告の「会計監査人の状況」
- ⑥事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ⑦事業報告の「会社支配に関する基本方針」
- ⑧事業報告の「新株予約権等の状況」
- ⑨連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑩連結計算書類の「連結注記表」
- ⑪計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑫計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにて議決権を行使いただけます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

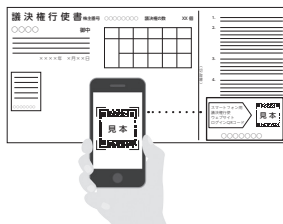
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

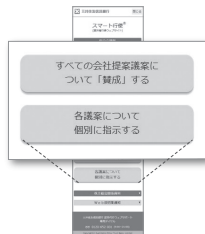
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

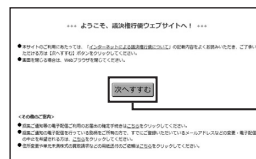
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分の基本方針は、将来の事業展開と財務基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績連動と安定配当のバランスを考慮した配当を実施することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金15円
配当総額 金907,224,645円 |

なお、2024年9月2日に中間配当金として1株につき12円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき27円となります。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2025年3月27日（木） |
|--------------------|---------------|

第2号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役小林治氏が辞任されますので、その補欠として新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、当社定款の定めにより、本株主総会において選任いただく監査役の任期は2026年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
さ とう ひで あき 佐 藤 秀 明 (1958年2月12日) 新任	1981年4月 大蔵省（現 財務省）入省 2005年7月 福岡財務支局管財部長 2006年7月 北陸財務局理財部長 2007年7月 内閣府遺棄化学兵器処理担当室参事官 2009年7月 北海道財務局理財部長 2010年7月 同局総務部長 2012年7月 近畿財務局総務部長 2013年7月 同局金融安定監理官 2013年10月 財務省大臣官房企画官兼財務総合政策研究所研修部教授 2014年1月 国家公務員共済組合連合会総務部長 2015年7月 中国財務局長 2016年10月 京都中央信用金庫総合リスク管理部長 2017年4月 同庫執行役員 2017年6月 同庫理事 2020年6月 同庫監事 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません	—
社外監査役候補者とした理由 大蔵省（現財務省）財務局に長期間勤務したことに加え、信用金庫理事及び監事としての経営に参与した経験があり、金融、財務、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。 同氏の知見と経験を当社の監査に活かしていただきたいため、監査役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者の「略歴（重要な兼職の状況）」において、「現任」の記載のないものについては、全て退任しております。

2. 佐藤秀明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐藤秀明氏は、社外監査役候補者であります。
4. 佐藤秀明氏は、長年にわたる大蔵省（現財務省）財務局に長期間勤務に加え、信用金庫理事及び監事としての経営に関与した経験があり、金融、財務、会計及び監査の分野において豊富な知見と経験を有しております。同氏の知見と経験を当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役の候補者といいたしました。
5. 当社は各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としており、佐藤秀明氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる役員等としての職務遂行に伴う責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、当該保険契約により補填することとしております。佐藤秀明氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2025年9月に更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は全額会社負担としております。
7. 佐藤秀明氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】 本株主総会終了後の取締役及び監査役の専門性及び経験（スキル・マトリックス）
（第2号議案をご承認いただいた場合の予定）

区分	氏 名		企業経営	金 融 金融行政	再生可能 エネルギー SDGs	グローバル	法 務 コンプライアンス 内部統制	財 務 会 税 計 務
取締役	白岩 直人		○	○	○	○		○
	石川 禎二		○	○	○	○		○
	杉本 健			○	○		○	○
	森 蟻	社外	○	○		○		
	柳井 俊二	社外				○	○	
	前川 晶	社外		○			○	
	井戸 清人	社外		○		○		
	鞠子 千春	社外			○		○	
監査役	佐藤 秀明	社外	○	○			○	○
	小松澤 仁	社外	○	○			○	○
	伊牟田 均	社外	○	○		○		○

※ 上記一覧表は各取締役及び各監査役の有する全ての経験と知見を表すものではありません。

【ご参考】 社外役員の独立性に関する基準

目的

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準について定めることを目的とする。

独立性判断基準

当社における社外取締役または社外監査役のうち、以下のいずれの基準にも該当しない当該社外取締役または社外監査役は、独立性を有すると判断されるものとする。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
2. 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者である者
3. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（その財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。）
4. 当社の主要借入先またはその業務執行者である者
5. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
6. 当社の業務執行者である者が他の会社の社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者である者
7. 当社の大株主またはその業務執行者である者
8. 過去3年間に於いて上記 1 から 7 のいずれかに該当していた者
9. 上記 1 から 8 までのいずれかに該当する者（なお、重要な地位にある者に限る）の近親者等
10. 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の近親者等

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の 1 % 以上の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先である者」とは、当社の直近事業年度における年間連結売上高の 1 % 以上の支払いを当社に行っている者をいう。
3. 「業務執行者である者」とは、会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者をいう。
4. 「主要借入先」とは、直近の事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の 2 % 以上の借入先であることをいう。

5. 「一定額」とは、年間1,000万円であることをいう。
6. 「大株主」とは、当社における総議決権の10%以上の議決権を保有する者であることをいう。なお、持株比率は自己株式を控除して算定するものとし、大株主には当社自身を含まないものとする。
7. 「重要な地位にある者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人である者をいう。
8. 「近親者等」とは、配偶者及び二親等内の親族である者をいう。

付則

1. 制定 2016年12月15日

以 上

事業報告

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年 1 月 1 日～2024年12月31日）における世界経済の状況は、欧米では個人消費は概ね堅調に推移していますが、企業の景況感は一極化が進んでおり、サービス業が好調を維持しているのに対し、製造業は財需要の落ち込みから生産活動は低迷しております。一方、中国では政府主導による景気刺激策による効果で、景気は一部持ち直しの動きが見られましたが、個人消費の勢いに陰りが見られる等、景気刺激策による効果が持続するかは不透明な状況にあると言えます。

日本経済の状況は、景気は一部足踏みする動きも見られましたが、旺盛なインバウンド需要や所得環境の改善により、景気は緩やかに回復すると考えられます。一方、米国におけるインフレ再燃の兆しや、政権交代後の関税強化等により、為替レートのボラティリティ拡大や、国内企業における業績影響等が生じる可能性があり、国内景気の回復基調が続いていくか、より注視していく必要があると言えます。

このような経済情勢の中、当社グループは、「金融を通じて社会に貢献する企業であり続ける」を経営理念として、主力4事業（オペレーティング・リース事業、環境エネルギー事業、不動産事業及びプライベート・エクイティ事業）を中心に企業価値向上に努めてまいりました。

オペレーティング・リース事業の売上高は、28,255百万円（前期比47.5%増）となりました。投資家の需要が底堅く、日本型オペレーティング・リース投資商品（JOL/JOLCO）市場の年末の需要期に、十分な品揃えが用意できていたこと等により、商品出資金販売額は、112,929百万円（前期比46.0%増）と好調に推移しました。一方、商品組成額は、298,928百万円（前期比15.1%増）と組成環境も引き続き良好であり、前期末時点を上回る商品出資金残高を確保しております。

環境エネルギー事業の売上高は、1,054百万円（前期比39.6%増）となりました。主に、太陽光発電所のマネジメント収入や発電設備賃料収入の他、当社が保有する太陽光発電所の一部をファンド化し、商品出資金177百万円を販売したことに伴う収入を計上したことによるものです。

不動産事業の売上高は、276百万円（前期比237.5%増）となりました。主に、不動産小口化商品として信託受益権を販売したことに伴う収入を計上しております。

プライベート・エクイティ投資事業の売上高は、114百万円（前期比84.3%減）となりました。当社グループが運営するファンドの投資先のうち、IPOを実現した投資先の株式を一部売却したことによる収入を計上しております。

その他事業の売上高は、1,428百万円（前期比31.0%減）となりました。グループ子会社の証券事業をはじめとした総合金融ソリューションサービスにかかる手数料収入等を計上しております。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、下表のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率(%)
売上高	21,818	31,129	9,310	42.7
営業利益	5,492	12,110	6,618	120.5
経常利益	3,668	11,635	7,966	217.1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,359	8,055	5,695	241.4

② 設備投資の状況

特にございません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度中にオペレーティング・リース事業における匿名組合契約に基づく権利の引き受け資金として金融機関より主に短期借入を行っております。

また、当連結会計年度中に総額4,800百万円の社債を発行しております。

この結果、当連結会計年度末の当社グループの借入金及び社債の残高は、150,733百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 (2021年12月期)	第 17 期 (2022年12月期)	第 18 期 (2023年12月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	14,105	18,045	21,818	31,129
経 常 利 益 (百万円)	4,704	5,897	3,668	11,635
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,921	4,412	2,359	8,055
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	48.40	73.00	39.03	133.19
総 資 産 (百万円)	101,764	175,876	211,750	244,906
純 資 産 (百万円)	41,679	46,795	48,811	67,695
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	687.54	757.46	791.33	1,105.22

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2 当社は2024年1月17日付で一部コミットメント型ライツ・オファリングに基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第16期の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込が行われたと仮定した株式数で、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 (2021年12月期)	第 17 期 (2022年12月期)	第 18 期 (2023年12月期)	第 19 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	5,376	10,317	5,362	8,659
経 常 利 益 (百万円)	4,615	4,609	3,054	5,326
当 期 純 利 益 (百万円)	3,597	3,519	2,144	3,267
1 株 当 た り 純 利 益 (円)	59.61	58.23	35.48	54.02
総 資 産 (百万円)	65,464	70,301	88,756	91,875
純 資 産 (百万円)	37,786	40,270	41,521	53,887
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	625.12	666.23	686.50	890.98

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2 当社は2024年1月17日付で一部コミットメント型ライツ・オファリングに基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第16期の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込が行われたと仮定した株式数で、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況（2024年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(連結子会社)			
JPリースプロダクツ & サービスイズ株式会社	950,000千円	100.0%	オペレーティング・リース事業、不動産事業、環境エネルギー事業、保険代理店事業
J L P S I r e l a n d L i m i t e d	20,000千ユーロ	100.0%	オペレーティング・リース事業
フィンスパイア株式会社	50,000千円	100.0%	オペレーティング・リース事業、貸金事業
J I A 信 託 株 式 会 社	300,000千円	100.0%	信託事業
J I A 証 券 株 式 会 社	653,720千円	100.0%	証券事業
株式会社日本証券新聞社	4,500千円	100.0%	メディア事業、IRアドバイザリー事業
(持分法適用会社)			
Bleriot Aviation Leasing Designated Activity Company	22,541千 USドル	25.0%	Airbus社との合弁会社、投資家への販売を前提とした航空機リース案件の調達
JIA Aviation Finance 合 同 会 社	100,000千円	47.5%	航空機ファイナンス事業

- (注) 1. 当社グループは、当社、連結子会社24社、持分法適用会社5社で構成されております。
2. 当連結会計年度において、株式会社等4社を株式の取得等のため、連結の範囲に含めております。
また、連結子会社2社を重要性が低下した等のため、連結の範囲から除外しております。
3. 当連結会計年度において、新たに株式を取得した1社を持分法適用の範囲に含めております。

- ② 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

昨今、日本経済を支えてきた全国の中堅・中小企業は、急速な少子高齢化により、後継者不足や慢性的な人手不足等、深刻な社会課題に直面しております。また、エネルギーをはじめとした物価上昇、急激な為替変動、及びデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等、経営課題も山積しております。これらの課題に適応し、持続可能な成長を実現するためには、安定したキャッシュフロー、イノベーション創出、及び効率経営推進等が求められます。

そのような中、当社グループは「金融を通じて社会に貢献する企業でありつづける」という経営理念の下、全国の中堅・中小企業の経営課題解決をサポートする多様なサービスを提供しております。これらのサービス提供により、社会課題解決と当社の企業価値向上を両立させてまいります。そのために、以下の対処すべき課題に取り組んでまいります。

①コア事業の持続的な成長

当社グループは、航空機を中心としたオペレーティング・リース事業を主力事業としております。その売上高構成比は、90.8%（当連結会計年度実績）を占めております。これまでに本事業で培った当社グループの競争優位性の維持と、更なるイノベーションを両立すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

- ・ 顧客ニーズに応える、商品組成力の向上
- ・ 組成を円滑に進める、資金調達力の向上
- ・ キャッシュ・コンバージョン・サイクルの短縮化
- ・ 取引先の与信管理等、ガバナンス体制の強化
- ・ 高度な事業運営を担う、専門性の高い人材の登用

②事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、主に全国の中堅・中小企業の経営課題解決をサポートする多様なサービスを提供しております。顧客本位の立場に立って、経営課題解決を支援すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

- ・ ワンストップのサービス提供体制の強化
- ・ 専門性を向上させる情報連携ネットワークの拡充
- ・ 顧客本位のソリューション提供の徹底
- ・ 顧客ニーズの本質的な課題を見極める、専門性の高い人材の登用

③サステナビリティ経営の推進

当社グループは、環境エネルギー事業、航空機のパーツアウト・コンバージョン事業（退役機体のパーツ販売、及び旅客機から貨物機への改造事業）等、日常の事業活動等を通じて、持続可能な循環型社会の実現に貢献してまいります。そのために、以下の課題に取り組んでまいります。

- ・ 収益性向上を伴う再生可能エネルギー事業の取組拡大
- ・ 遊休資源の活用等、再生可能エネルギー事業普及による地方創生
- ・ 機齢を経た旅客機のリサイクル・リユースの拡大
- ・ 自治体や教育機関等、地域社会との共生の推進
- ・ SDGs が示す様々な社会課題の解決に貢献する、専門性の高い人材の登用

次期連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）の見通し

主力のオペレーティング・リース事業において、コロナ禍の厳しい経営環境を脱した航空会社は機体リースの需要が旺盛であり、当連結会計年度末の商品出資金残高は、過去最高額となる1,168億円となりました。加えて、投資家の需要が底堅く、次期連結会計年度は1,500億円（2期連続となる過去最高額）の商品出資金販売を計画しております。他にも、不動産事業、環境エネルギー事業、プライベート・エクイティ投資事業といった、次期コア事業の成長スピードを加速させることにより、業績予想の達成を目指してまいります。

また当社では、2023年7月31日に中期経営計画(2024年度から2026年度まで)を発表しております。初年度実績は大きく計画を超過いたしました。2年目となる次期連結会計年度計画も達成し、中期経営計画最終年度の大きな飛躍につなげてまいります。

以上を踏まえた次期連結会計年度の業績予想は、以下のとおりです。（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 (実績)	次期連結会計年度 (予想)			
	通期	第2四半期 (累計)	前年同期比 (%)	通期	前年同期比 (%)
売上高	31,129	20,890	39.5	36,870	18.4
営業利益	12,110	11,300	83.1	18,120	49.6
経常利益	11,635	10,200	22.4	15,840	36.1
親会社株主に 帰属する当期純利益	8,055	6,773	18.8	10,500	30.3

(5) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
297 (7) 名	45名増 (2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及びアルバイト等の臨時就業員数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、中期的な重要度を考慮して、従来の「金融ソリューション事業」「メディア事業」の2区分から、「オペレーティング・リース事業」「環境エネルギー事業」「不動産事業」「プライベート・エクイティ投資事業」「その他事業」の5区分に変更しております。また、当社グループは当該事業のうち、オペレーティング・リース事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の使用人の記載を省略しております。
3. オペレーティング・リース事業の業務拡大に伴い、オペレーティング・リース事業の人員が増加しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
198名	34名増	47.5歳	3.5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及びアルバイト等の臨時就業員数がある場合は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人増加の主な理由は、オペレーティング・リース事業の業務拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(6) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行シンジケートローン (注) 1	63,222
株式会社三菱UFJ銀行コミットメントライン契約	6,287
株式会社SBI新生銀行当座貸越契約	6,000
株式会社りそな銀行コミットメントライン契約	5,000
株式会社千葉銀行シンジケートローン (注) 2	4,404
農林中央金庫当座貸越契約	4,000
株式会社みずほ銀行シンジケートローン (注) 3	3,498

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする26社の協調融資によるものであります。

2. シンジケートローンは、株式会社千葉銀行を幹事とする10社の協調融資によるものであります。

3. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする7社の協調融資によるものであります。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 80,000,000株

② 発行済株式の総数 61,022,353株

（注）「一部コミットメント型ライツ・オフアリング」の実施による第4回新株予約権の発行とその行使により、発行済株式の総数は30,240,953株増加しております。

③ 株主数 31,427名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 こ う ど う ホ ー ル デ ィ ン グ ス	21,675,000株	35.84%
白 岩 直 人	6,875,000	11.37
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	6,806,800	11.25
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	3,335,200	5.51
石 川 禎 二	630,000	1.04
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (C A S H P B)	450,900	0.75
株 式 会 社 S B I 証 券	439,448	0.73
野 村 證 券 株 式 会 社	403,567	0.67
双 日 株 式 会 社	400,000	0.66
谷 口 讓	343,500	0.57

（注） 1. 当社は、自己株式を540,710株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、「一部コミットメント型ライツ・オフアリング」の実施により、2024年1月17日に第4回新株予約権を発行しました。その権利行使が行われたことにより、発行済株式の総数が2023年12月期末に対し30,240,953株増加しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	白 岩 直 人	JPリースプロダクツ&サービスイズ株式会社 代表取締役会長 株式会社こうどうホールディングス 代表取締役 株式会社ホワイトロック 代表取締役
取 締 役	石 川 禎 二	航空機ファイナンス事業部管掌 JPリースプロダクツ&サービスイズ株式会社 代表取締役社長 JLPS Ireland Limited Managing Director CEO Bleriot Aviation Leasing Designated Activity Company取締役
取 締 役	杉 本 健	管理本部長 JPリースプロダクツ&サービスイズ株式会社 取締役
取 締 役	森 巖	
取 締 役	柳 井 俊 二	プラウドフットジャパン株式会社 取締役
取 締 役	前 川 晶	法律事務所イオタ パートナー かながわ信用金庫 監事
取 締 役	井 戸 清 人	株式会社クラレ 社外取締役
取 締 役	鞠 子 千 春	三島総合法律事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	小 林 治	JPリースプロダクツ&サービスイズ株式会社 監査役 JIA信託株式会社 監査役
監 査 役	小 松 澤 仁	株式会社日本証券新聞社 監査役
監 査 役	伊 牟 田 均	南国ホテルズ株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役森巖氏、取締役柳井俊二氏、取締役前川晶氏、取締役井戸清人氏及び取締役鞠子千春氏は社外取締役であります。
2. 監査役小松澤仁氏及び監査役伊牟田均氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小林治氏、監査役小松澤仁氏及び監査役伊牟田均氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役小林治氏は、大蔵省（現財務省）入省後、長年にわたり、金融検査業務に携わってきた経験があります。

- ・監査役小松澤仁氏は、中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）出身であり、経営者として複数の企業再生の経験を有しております。
 - ・監査役伊牟田均氏は、証券会社及びベンチャーキャピタル出身であり、金融及び財務に関する幅広い見識を有しており、また、経営者としての豊富な経験を有しております。
4. 当社は取締役森嶋氏、取締役柳井俊二氏、取締役前川晶氏、取締役井戸清人氏、取締役鞠子千春氏、監査役小松澤仁氏及び監査役伊牟田均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社の取締役及び監査役の専門性と経験は、次のとおりです。

区分	氏 名		企業経営	金 融 金融行政	再生可能 エネルギー SDGs	グローバル	法 務 コンプライアンス 内部統制	財 務 会 計 税 務
取締役	白岩 直人		○	○	○	○		○
	石川 禎二		○	○	○	○		○
	杉本 健			○	○		○	○
	森 嶋	社外	○	○		○		
	柳井 俊二	社外				○	○	
	前川 晶	社外		○			○	
	井戸 清人	社外		○		○		
	鞠子 千春	社外			○		○	
監査役	小林 治			○			○	○
	小松澤 仁	社外	○	○			○	○
	伊牟田 均	社外	○	○		○		○

※ 上記一覧表は各取締役及び監査役の有する全ての経験と知見を表すものではありません。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内において、役位、職務範囲等を勘案した上で、取締役会で決定しております。

当社は、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、株式の保有を通じて、企業価値の向上を意識した経営を促しております。

当社は、2021年3月26日開催の第15回定時株主総会終結時以降の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年3月18日開催の取締役会にて以下のとおり決議しております。

- ・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう中期的には株主利益と連動した報酬体系を目指すものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

- ・業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等については支払わないものとしております。

- ・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の種類別の割合については、基本報酬のみとしております。

- ・報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、金銭での支払としております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 白岩直人氏にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定するものとしております。なお、当該決定にあたっては、取締役会決議に基づき設置され、委員に社外取締役を含んで構成される指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重するものとしております。取締役会は、代表取締役社長が当該事業年度における取締役各人の職責や実績等を適切に把握し、それを評価できる立場にあり、また取締役会で決議された決定内容に整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の変更に関する事項

社会情勢、当社の事業環境、当社の機関設計の変更等、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等について、見直しの要否を検討すべき事象が発生した場合は、代表取締役社長が随時検討の上、必要に応じて取締役会決議を経て変更するものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (5)	160 (25)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	12 (7)
合 計 (うち社外役員)	12名 (7)	172 (32)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社役員の報酬等は固定報酬のみで構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等に係る部分はありせん。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第10回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役の報酬額は50百万円以内とし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役柳井俊二氏は、プラウドフットジャパン株式会社取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役前川晶氏は、法律事務所イオタ パートナー及びかながわ信用金庫監事であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役井戸清人氏は、株式会社クラレ社外取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役鞠子千春氏は、三島総合法律事務所 パートナーであります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小松澤仁氏は、株式会社日本証券新聞社監査役であります。株式会社日本証券新聞社は当社の子会社であります。

- ・監査役伊牟田均氏は、南国ホテルズ株式会社代表取締役社長であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 森 巖	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、金融業界及び事業会社での代表取締役等を含む長年の豊富な経営者としての経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取締役 柳 井 俊 二	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、駐米大使を始めとする国際的な活躍の中で培われた経験や見識に基づき、客観的な立場から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取締役 前 川 晶	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士として、また金融行政当局で培ってきた豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取締役 井 戸 清 人	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、国内外の金融情勢及び企業統治に関する高い見識と事業会社の社外取締役経験から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取締役 鞠 子 千 春	2024年3月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、弁護士として培ってきた豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
監査役 小松澤 仁	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。複数社での取締役・監査役等としての豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
監査役 伊牟田 均	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。これまでの経営に関する豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	221,643	流動負債	160,498
現金及び預金	51,564	買掛金	314
売掛金	8,503	業務未払金	681
リース債権	9,445	短期借入金	125,644
商品	5,757	一年内返済予定の長期借入金	4,148
商品出資金	116,883	一年内返済予定の長期ノンリコースローン	1,218
信託受益権	129	一年内償還予定の社債	6,097
未成業務支出金	1,703	未払法人税等	2,260
営業投資有価証券	3,103	契約負債	14,741
前渡金	2,290	株主優待引当金	66
立替金	5,635	賞与引当金	1,473
短期貸付金	8,298	その他の他	3,851
未収入金	3,921	固定負債	16,712
その他の他	4,406	長期借入金	4,860
固定資産	23,155	長期ノンリコースローン	4,358
有形固定資産	1,015	社債	4,405
建物	725	その他の他	3,087
土地	227		
その他の他	62	負債合計	177,211
無形固定資産	192	(純資産の部)	
ソフトウェア	79	株主資本	63,087
のれん	113	資本金	16,887
投資その他の資産	21,947	資本剰余金	16,829
投資有価証券	10,443	利益剰余金	30,841
長期貸付金	4,809	自己株式	△1,471
繰延税金資産	6,431	その他の包括利益累計額	3,757
その他の他	262	その他有価証券評価差額金	44
繰延資産	106	為替換算調整勘定	3,713
社債発行費	106	非支配株主持分	849
資産合計	244,906	純資産合計	67,695
		負債純資産合計	244,906

連結損益計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金	額
売上高		31,129
売上原価		10,296
売上総利益		20,833
販売費及び一般管理費		8,722
営業利益		12,110
営業外収益		
受取利息	118	
商品出資金売却益	787	
為替差益	1,267	
持分法による投資利益	391	
その他の	368	2,933
営業外費用		
支払利息	1,872	
支払手数料	1,318	
その他の	218	3,409
経常利益		11,635
特別利益		
関係会社株式売却益	10	10
特別損失		
投資有価証券評価損	29	29
税金等調整前当期純利益		11,616
法人税、住民税及び事業税	4,355	
法人税等調整額	△715	3,640
当期純利益		7,976
非支配株主に帰属する当期純損失		△79
親会社株主に帰属する当期純利益		8,055

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	75,744	流 動 負 債	29,281
現 金 及 び 預 金	26,692	短 期 借 入 金	13,114
売 掛 金	559	一 年 内 返 済 予 定 の	4,148
商 品	3,370	長 期 借 入 金	
前 払 費 用	132	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	6,017
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	41,274	未 払 費 用	146
立 替 金	673	未 払 金	24
未 収 入 金	2,607	未 払 法 人 税 等	1,576
営 業 投 資 有 価 証 券	385	契 約 負 債	2,273
そ の 他	48	株 主 優 待 引 当 金	201
固 定 資 産	16,026	預 り 金	1,776
有 形 固 定 資 産	363	そ の 他	3
建 物	94	固 定 負 債	8,706
工 具 、 器 具 及 び 備 品	41	長 期 借 入 金	4,360
土 地	227	社 債	4,345
無 形 固 定 資 産	40	そ の 他	0
ソ フ ト ウ エ ア	40	負 債 合 計	37,987
投 資 そ の 他 の 資 産	15,622	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	5,889	株 主 資 本	53,849
投 資 有 価 証 券	1,169	資 本 金	16,887
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	7,037	資 本 剰 余 金	16,829
敷 金	148	資 本 準 備 金	16,829
繰 延 税 金 資 産	1,354	利 益 剰 余 金	21,604
そ の 他	21	そ の 他 利 益 剰 余 金	21,604
繰 延 資 産	104	繰 越 利 益 剰 余 金	21,604
社 債 発 行 費	104	自 己 株 式	△1,471
資 産 合 計	91,875	評 価 ・ 換 算 差 額 等	37
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	37
		純 資 産 合 計	53,887
		負 債 純 資 産 合 計	91,875

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額
売上高	8,659
売上原価	827
売上総利益	7,831
販売費及び一般管理費	4,433
営業利益	3,398
営業外収益	
受取利息	730
受取手数料	72
受取配当金	1
為替差益	1,716
その他	50
営業外費用	
支払利息	283
社債利息	82
支払手数料	82
社債発行費	70
その他	124
経常利益	642
特別損失	
投資有価証券評価損	29
税引前当期純利益	5,326
法人税、住民税及び事業税	2,194
法人税等調整額	△164
当期純利益	2,967

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 松 亮 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 島 啓 太 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月18日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

	監	査	役	会
常勤監査役	小	林	治	㊞
社外監査役	小松澤		仁	㊞
社外監査役	伊牟田		均	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
住友不動産虎ノ門タワー 2階 ベルサール虎ノ門
電話 050-3112-0925

昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。

※当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。



最寄駅

「銀座線 虎ノ門駅」3番出口より徒歩4分

「日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅」A1またはA2出口より徒歩5分

「南北線・銀座線 溜池山王駅」8番出口より徒歩6分または9番出口より徒歩5分

(お願い) 駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。